日本ハーモニカ芸術協会
Japan Harmonica Arts Association

活用しよう!!　JHAA の二つの助成金制度

子どもたちの「はじめの一本」と教室開設時のチラシ代金を支援します。

ＪＨＡＡでは、2023 年 4 月にハーモニカの普及の一環として下記制度を創設しました。（制度の要項と申請書は、ホームページのお知らせ欄 2026 年 11 月のニュースからダウンロードできます。）

○ハーモニカ購入補助金制度

購入費の半額を助成　（1 人上限 2,500 円）

対象者：ジュニア世代（幼児・小中学生）の方が、ハーモニカ講座を受講し、新たにハーモニカを購入した場合に 1 人につき 1 本をまで補助します。成人の講座の中に小中学生がいる場合も対象となります。



補助金額：ハーモニカ 1 本の購入金額の 1/2 で 2500 円が上限となります。

申請者：ハーモニカ講座を開設した当協会公認指導員

その他：人数及びハーモニカの種類は、問いません。

○ハーモニカ教室開設推進費支援制度（教室開設時のチラシ代金支援）

チラシ代の半額を助成　（上限 5,000 円）



対象者：新規教室を開設する当協会公認指導員

条件：最低 3 か月間継続し、6 回以上の講座を予定する新規教室。幼児・小中学生向け講座については、期間・回数を問いません。助成は対象教室につき 1 回限りです。

お申込み・お問い合わせ

日本ハーモニカ芸術協会 事務局　大田原 健太郎
〒974-8232　福島県いわき市錦町江栗 2-76-2
電話 090-7337-5164　E-mail　kentakte@gmail.com

幼児・小中学生用ハーモニカ購入補助金交付要項

第１条　趣旨

会員増強施策の一環である若年層の取り込みについて、その対策として幼児・小中学生を対象とした講座を設けた場合、その講座を受講する者が新たにハーモニカを購入した際に、次の要件により補助金を交付するものとする。なお、この講座以外の講座で幼児・小中学生が受講する場合においても対象とする。

第２条　補助金申請者

補助金申請者（以下「申請者」という。）とは、幼児・小中学生を対象としたハーモニカ講座を開設する原則として当協会公認指導者とする。

第３条　補助対象者等

補助対象者は、ハーモニカ講座を受講し、ハーモニカを購入した幼児・小中学生とし、補助対象は、１人につき購入したハーモニカ１本とする。なお、人数及びハーモニカの種類は問わない。

第４条　補助金額

補助金額は、ハーモニカ一本の購入金額の２分の１とする。但し、その２分の１の額は2,500円を上限とする。

第５条　補助金申請

補助金を受けようとする申請者は、別記様式第１号にて当協会事務局へ申請する。

第６条　補助金申請時期

補助金申請時期は、予算が議決された日以降の年度中とする。但し、当該予算額に使用額が達した場合は、その時点で申請時期の締め切りとする。

第７条　補助金の支払い時期

当協会は、補助金申請を受理した日から概ね１か月以内に内容を審査し、適正と認めた場合は申請者に補助金を支払うものとする。

第８条　補助金申請者の責務

申請者は、当協会からの補助金を受領した場合、速やかに補助の対象となった受講者（以下「補助対象者」と言う。）に、該当する補助金を渡さなければならない。なお、補助金を渡す際に補助金を受領した該当者から領収書を受け取り、別記様式第２号の在籍状況報告書に添えて速やかに事務局に提出しなければならない。但し、申請者が、ハーモニカ代金から該当する補助金を差し引いた額を補助対象者から受領した場合は、申請者が補助対象者に渡す領収書の写しとする。

第９条　その他

補助金申請者から補助金を受領した補助対象者は、当会の会員となる事を要件としない。

附則

この要項は、令和５年年度予算議決の日から施行する。

別記様式1号

ハーモニカ購入補助金申請書

1 幼少中学生講座用　　2 第1条なお書きの講座用

（該当するいずれかの番号を〇で囲んで下さい。）

日本ハーモニカ芸術協会

会 長　田 邊 峯 光　宛

申 請 者

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿

大 師 範・師 範・準 師 範

（該当する資格を〇で囲んで下さい。）

申請補助金額　　円

ハーモニカ購入内訳

単価　　円×　　本＝　　円

単価　　円×　　本＝　　円

単価　　円×　　本＝　　円

ハーモニカ購入者（補助対象者）氏名及び生年月日

氏　　名	生　年　月　日	性　別

（この欄が不足する場合は、別紙として書いて下さい。）

開設教室名、開設年月日及び開設期間

教　室　名

開設年月日

開設期間

添付書類

この申請書に購入明細が記載してある販売者の領収書を添付して下さい。

ハーモニカ教室開設推進費交付要項

第１条　趣旨

ハーモニカ音楽普及と本会会員増強のためには、指導者の増加とその教える場所、即ち教室の増加を図る必要がある。新しく教室を開設し受講者を募集する場合に要したチラシ印刷代金の一部を助成し、教室数の拡大に寄与することを目的とする。

第２条　申請者と対象教室

当協会公認指導者が新しく教室を開設する場合にその公認指導者が申請する。新規教室の規模は問わないが、その教室が最低３カ月間は継続し、かつ６回以上の講座を予定している場合に１回限りとして助成する。なお、幼児・小中学生を対象とした講座については、期間及び回数は問わないものとする。

第３条　助成金額

チラシ代金の５０％で上限5,000円を助成する。

第４条　申請手続き

別記ハーモニカ教室開設推進費申請書により事務局へ申請する。

第５条　申請時期

申請時期は、予算が議決された日以降の年度中とする。但し、当該予算額に使用額が達した場合は、その時点で申請時期の締め切りとする。また申請者にあっては、教室開設後速やかに申請するものとする。

第６条　助成金の支払い時期

当協会は、申請を受理した日から概ね１か月以内に内容を審査し、適正と認めた場合は申請者に助成金を支給するものとする。

第７条　その他

（1）当該ハーモニカ教室の実施状況につき確認を求めることがある。

（2）当該教室の受講者は当協会の会員となることを要件としない。

（3）当該教室公認指導員は、当協会グレード認定制度の主旨に基づき当該教室に置いてグレード制度の実施に努めること。

附則

この要項は、令和５年度予算議決の日から施行する。

ハーモニカ教室開設推進費申請書

日本ハーモニカ芸術協会では、準師範以上の認定指導員が、新たに教室を開設し受講生を募集した場合、そのために要したチラシ印刷代金を助成することといたしました。(2023 年度からチラシ印刷代金の 50 パーセント、上限 5,000 円を助成します。)

ご希望の方は、下記申請書に記載の上必要な資料等を添付し、事務局までご請求ください。なお支給要件の詳細は、申請書欄（その他）でご確認ください。

申請年月日　　年　月　　日

日本ハーモニカ芸術協会御中

申請者	住　所（〒　　） （TEL　　） 氏　名　　（　大師範　師範　準師範　）
対象教室名	
開設（教室）所在地	
開設（募集）時期	年　　月
助成申請金額	円 （チラシ代金の 50%、上限 5,000 円で記入ください）
助成金振込先口座	銀行　　支店 口座番号　　口座名義 （本人名義に限ります。）
添付資料	・配布チラシ　1 部　（その他教室の募集概要等わかる資料があれば併せてお送りください） ・領収書（コピー可　領収書の宛名は申請者ご本人に限る）
その他	・新規教室の開設であってその教室の継続期間が、最低三か月継続し 6 回以上の講座を予定している場合に支給します。但し、幼児・小中学生を対象とした講座については、期間・回数は問わないものとする。 ・教室開設後速やかに申請書と添付資料を下記へお送りください。 ・当該ハーモニカ教室の実施状況につき確認する場合があります。 ・提出申請書は、事務局で速やかに審査しその結果をご連絡します。 ・その他詳細については、ハーモニカ教室開設推進要綱を参照ください。

（申請書提出先）

〒974-8232　福島県いわき市錦町江栗 2-76-2

日本ハーモニカ芸術協会事務局　　大田原　健太郎

電話：090-7337-5164

E-mail：kentakte@gmail.com